写

議案第五十五号

議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

次のとおり議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和四十八年六月二十五日

三朝町長　坂出雅己

昭和四拾八年六月廿五日　原案可決

三朝町議会議長　牧田禎

三朝町条例第　　号

議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十一年九月三朝町条例第十九号）の一部を次のように改正する。

別表中

| 日当（一日につき） | 宿泊料（一夜につき） | | 食卓料（一夜につき） |
|---|---|---|---|
| | 県内 | 県外 | |
| 八五〇円 | 三、五〇〇円 | 四、一〇〇円 | 八五〇円 |

を

| 日当（一日につき） | 宿泊料（一夜につき） | | 食卓料（一夜につき） |
|---|---|---|---|
| | 県内 | 県外 | |
| 一、二〇〇円 | 五、〇〇〇円 | 五、六〇〇円 | 一、二〇〇円 |

に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行し、昭和四十八年六月一日以後に出発した旅行から適用する。